

保健福祉課

☎ 障害福祉係 (142)

令和6年7月から**重度心身障害者医療費助成制度**が 一部変わりました

● 重度心身障害者医療費助成制度とは

重度の障害がある方の医療費の自己負担額(病院等窓口の支払額)を助成する制度です。

● 改正の内容

- 県内の医療機関を受診した場合、これまで必要だった窓口での助成金受給申請書や領収書の提出が不要になりました(自動償還払い)。ただし、県外又は**県内の一部対象外**の医療機関を受診した場合や治療用の補装具を作った場合は、今までどおり助成金受給者申請書、または医療機関が発行した領収書の提出が必要です。**(自動償還払いの対象となる県内の医療機関については、順次対象の範囲を広げていきます。)**
- 新たに精神障害者保健福祉手帳1級の方も対象(通院医療費のみ)になりました。
- 所得制限の導入により、一定の所得のある方は対象外になります(毎年所得調査をおこないます)。
- 各医療機関等を受診する場合、毎回、受給資格者証(新制度対応)の提示が必要になりますので、必ず提示してください。



保健福祉課

☎ 社会福祉係 (137)

地域赤十字奉仕団研修会が開催されました

6月17日(月)、大崎町老人福祉センターにおいて、地域赤十字奉仕団研修会が開催され、大崎町母子寡婦福祉会を始めとする多くの方々に参加されました。

これは、地震や風水害などの災害に備え、地域で助け合う「共助」の活動に貢献できるよう知識・技能を深めることを目的としておこなわれたものです。大崎町赤十字ボランティアの方々により講習が進められ、災害時の対応や防災対策についてご教授いただきました。



また、炊飯袋を使用した炊出し訓練もおこなわれ、大崎町赤十字ボランティア会長 平山ヨシ子さんは「人間を救うのは人間、ボランティアの精神を持ち、いつ発生するか分からない災害に備えることが大切」と話されました。